

葛城市 一般廃棄物処理基本計画【概要版】

1.計画の目的

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、ごみ問題だけでなく天然資源の枯渇への懸念や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等にも密接に関係しており、このような社会構造を見直し、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が求められています。葛城市(以下「本市」という。)は、令和3年(2021年)12月に2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指して「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。また、国では第五次循環型社会形成推進基本計画の策定、個別物品の特性に応じた規制として「食品ロスの削減の推進に関する法律」、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の促進するために「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」、多種多様な個別物品の特性に応じた規制として「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されています。

前計画の目標年度である令和7年度(2025年度)を迎え、長期的・総合的視点に立って、循環型処理システムの構築及び計画的な一般廃棄物処理の推進を図るため、新たに「葛城市一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2.計画の期間

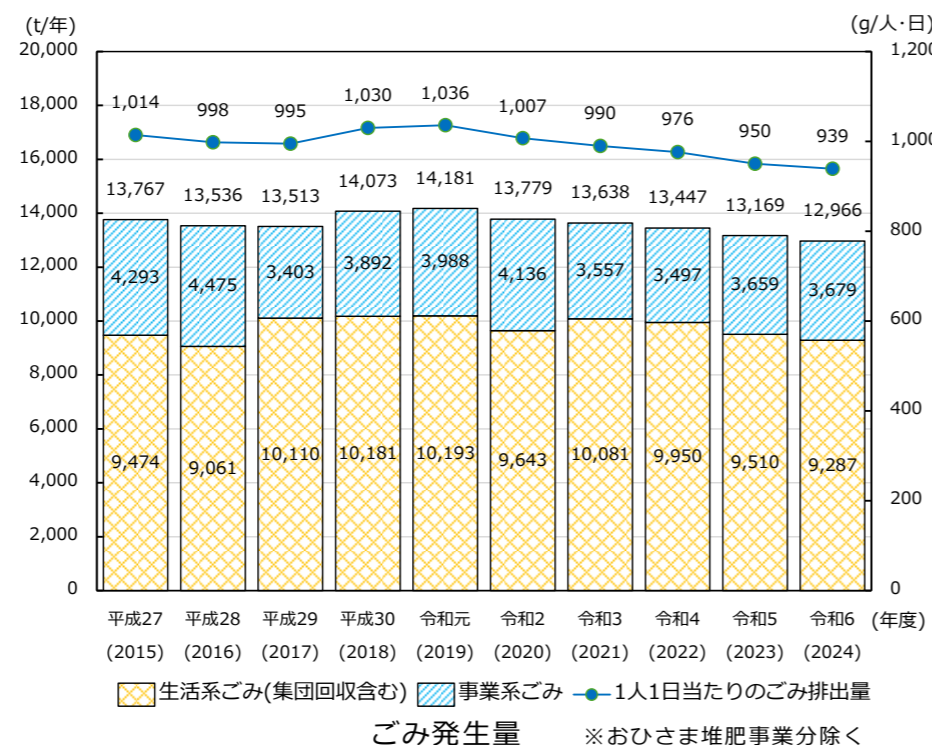
本計画は、令和8年度(2026年度)を初年度とした計画期間10年の計画とします。目標年度は令和17年度(2035年度)となります。

3.ごみ処理基本計画

■ごみ処理の現状

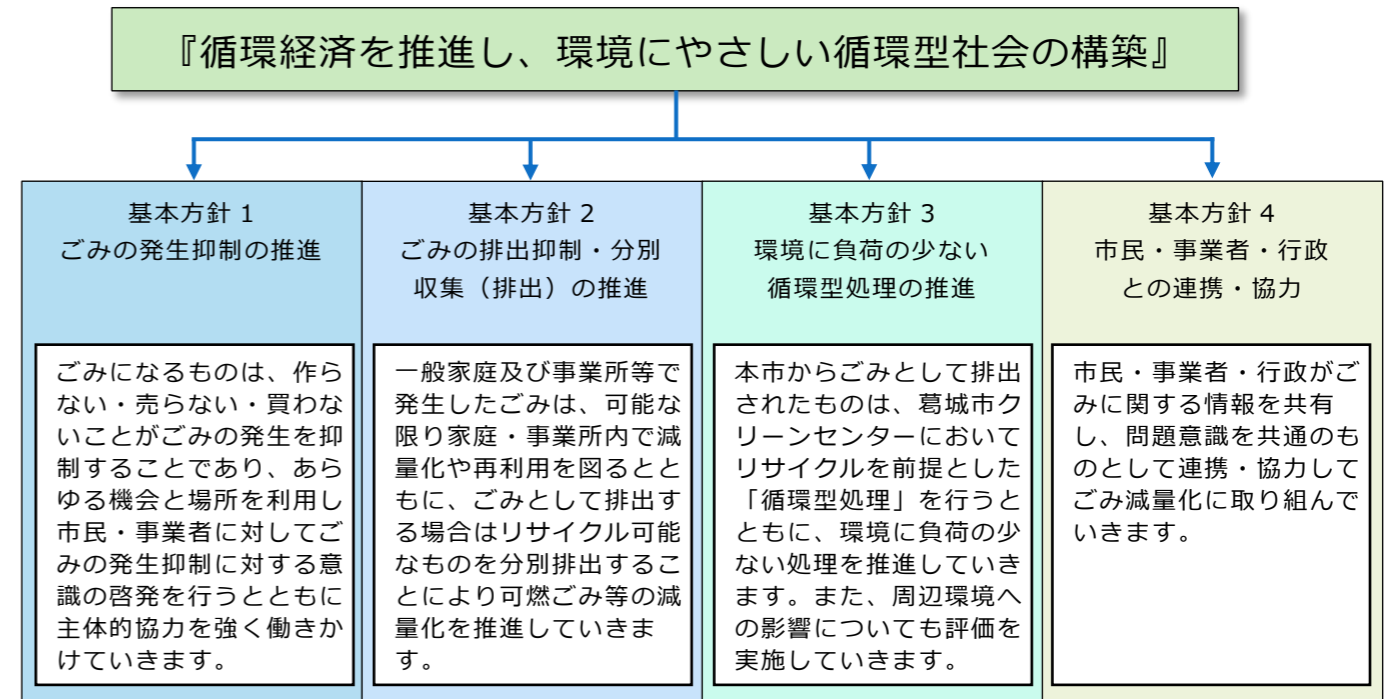
本市のごみ発生量の実績は、右図に示すとおりです。令和元年度をピークに減少しています。

1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均851g/人・日(令和5年度(2023年度))及び奈良県平均841g/人・日(令和5年度(2023年度))と比べると高い値になっています。



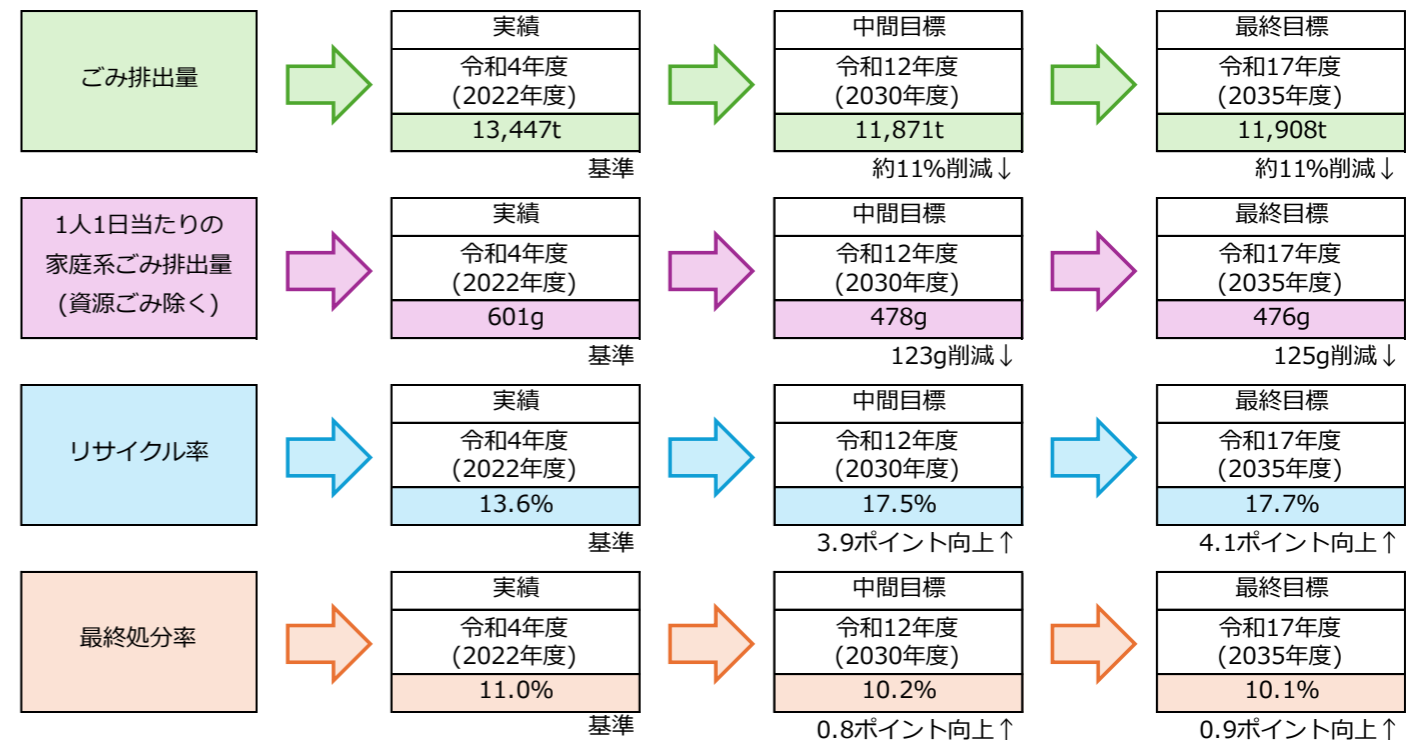
■基本理念・基本方針

従来の3R (Reduce: 発生抑制、Reuse: 再使用、Recycle: 再生利用) に、Refuse (ごみをふやすことになるものは受け取らない)、Repair (修理して長期間使用する)、Rental (買わずにすむものは借りる) を加えた6Rの取り組みを市民・事業者・行政が一体となって推進するとともに、地球温暖化対策等の環境に配慮した処理システムを整備することにより、循環経済を推進し、引き続き環境にやさしい循環型社会を構築していくこととします。



■目標値

本計画における目標値を以下のように設定します。(令和4年度基準)



■ 排出抑制・資源化施策

【市民の取組】

市民の皆様には、ごみを排出する当事者として自ら発生・排出抑制に努めるとともに、本市が行うごみの減量化・再資源化に関する施策に協力をお願いします

取組	内容
簡易包装の依頼・買物袋の持参	・買い物時には過剰包装をことり、買い物袋を持参するなどレジ袋等のごみとなる物の受け取りを自粛していきます。
使い捨て容器・商品等の使用削減	・皿売り・計り売りの生鮮食品を購入し、トレイを削減します。 ・計り売りの酒屋や牛乳の宅配をできるだけ利用することにより、使い捨て容器入り飲料や液体調味料等の購入を抑制します。(リターナブル瓶入り商品の購入) ・詰替用容器式商品の購入により、日用品のプラスチック製ボトルを削減します。 ・ハンカチや布巾等を利用して、ティッシュや紙布巾を削減します。 ・紙おむつの代わりとして、布おむつなどの利用するよう努めます。
生ごみの発生抑制・減量化	・計画的に食品を購入し賞味期限内に使い切ります。 ・料理は作る分量を工夫するなどして残さず食します。 ・生ごみは極力水切りします。 ・家庭用生ごみ処理機による堆肥化や市民団体による堆肥化事業をすすめます。
再使用・再生利用の促進	・まだ使用できる不用品を他人に再利用してもらうため、不用品交換会やバザー等へ積極的に参加していきます。 ・家庭内で使用する日用品等に再生品を使用するよう努めます。
ごみの分別排出の促進	・家電4品目やパソコンをはじめ販売店等で引取可能なものは、極力引き取ってもらうようにし適正なルートでの処理・再生を行います。 ・ペットボトル、トレイ、紙パック等の店頭回収を積極的に利用します。 ・古紙類(新聞・雑誌・ダンボール)、古布類、紙パックについては、集団回収を行っている子ども会や自治会などの団体及び資源回収業者へ出すようにします。 ・市が実施するごみの分別収集に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方を行っていきます。
その他	・本市が実施する排出抑制・再資源化施策に協力し、家庭系ごみの減量化を推進していきます。

【事業者の取組】

事業者の皆様には、事業活動に事業活動に伴って発生するごみを、自らの責任において適正に処理するとともに、製造・流通・販売の各段階におけるごみ減量化・再資源化をお願いします。

取組	内容
ごみ排出事業者の役割	・事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制及び再生利用に努めるものとし、また、必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備します。 ・多量のごみを排出する事業所は、減量化・再資源化計画を作成し実行していきます。また、従業員に対してごみ減量化・再資源化に関する意識の高揚を図っていきます。 ・事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。 ・「食品リサイクル法」に基づき、生ごみの堆肥化・減量化を推進します。 ・ごみを排出する場合は、本市の実施している分別区分を遵守し、排出する場合は施設へ直接搬入するか市の許可業者に委託します。
製造事業者の役割	・使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努めます。 有効期間ができるだけ長くなるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図ります。 ・再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努めます。 ・宣伝広告を通じて消費者にごみ減量化・再資源化の意識高揚を行います。
流通業者・販売業者の役割	・過剰包装を行わず適正包装の促進及び適正包装の方法の開発を行っていきます。 ・使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努めます。 ・容器包装等の回収ルートの整備に努めます。 ・家電製品等については極力引き取るよう努めます。 ・消費者による買い物袋持参運動等に積極的に協力します。 ・消費者へ再生品の利用を促進していきます。
その他	・本市が実施する排出抑制・再資源化施策に協力し事業系ごみの減量化を推進していきます。

4.生活排水処理基本計画

■ 生活排水処理の現状

令和6年度(2024年度)において、計画処理区域内人口37,847人のうち、36,028人が生活雑排水を公共下水道及び合併処理浄化槽により適正に処理しています。生活排水処理率は95.2%となっています。

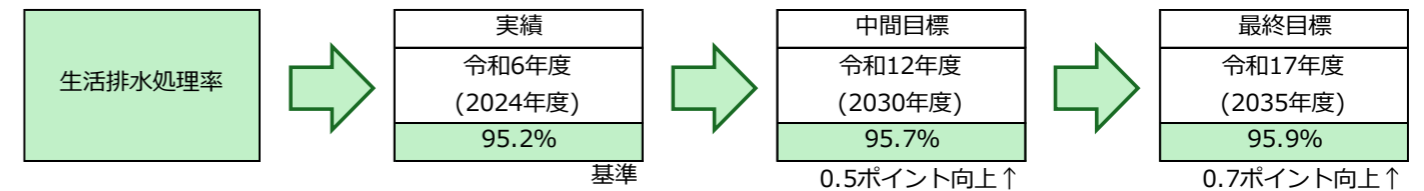
■ 基本理念・基本方針

近年、生活排水による水質汚濁が問題となっており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきています。このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、市民に対し生活排水対策の必要性等について啓発を行い、生活排水処理の目標として水質の改善を図ります。また、市民に快適な親水空間を提供していくとともに、清流がよみがえりさまざまな動植物が生息する川の復活を目指すものとします。

生活排水処理施設の基本として、水の適正利用に関する普及啓発をし、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととします。

■ 目標値

本計画における目標値を以下のように設定します。



■ 市民に対する広報・啓発活動

施策の円滑な推進、さらに本市を流れる各河川や水路に清流を復活させるためには、地域住民、事業者の理解と協力が不可欠です。広報活動の一層の充実を図ります。

取組	内容
地域住民や事業者に対して周知徹底	・生活排水対策(公共下水道、し尿・浄化槽汚泥の処理など) ・浄化槽管理(定期的な保守点検、清掃及び定期検査) ・事業所での排水対策

また、生活排水は、し尿と日常生活に伴って台所、洗濯、風呂などから排出される生活雑排水に区分されており、本市では次のような施策を継続して取り組みます。

取組	内容
家庭雑排水や市内の飲食店などでの浄化対策	・生活排水対策マニュアルの作成、配布 ・流し台に目の細かい三角コーナーを設置し、ろ紙や古ストッキングなどをセットする(水切袋を配布する例もあります)。また、流し台の排水口に目の細かい網を取り付ける。 ・使用後の食用油の回収(油凝固剤の使用)、無リン洗剤の適正利用、側溝の清掃 ・食べ残し、調理くずを公共下水道に流さず回収 ・生活雑排水対策での河川の生物指標ポスターの作成、配布

葛城市一般廃棄物処理基本計画【概要版】
発行：令和8年3月
発行者：葛城市市民生活部環境課
〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地
TEL.0745-69-3001 FAX.0745-69-6456